

事業者の皆様へ

# 新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 事務所や店舗から出るごみの捨て方

— 心がける5つのこと —

※事業所等の皆様全員で必ずご確認ください。

一人ひとりが日頃できることで、感染症対策に取り組みます！

## 1 ごみ袋はしっかり縛って 封をしましょう！

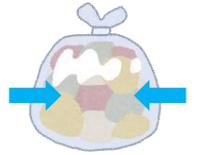
ごみの散乱を防ぎます。  
収集運搬作業において、  
ごみとの接触を防ぎます。



※透明または半透明の袋を使用してください。  
中身が見えにくい袋は使用しないでください。

## 2 ごみ袋の空気を 抜きましょう！

ごみ袋は余裕を持たせて、  
空気を抜き、しっかり縛ります。  
収集車による巻き込みの際の  
破裂を防止できます。



## 3 生ごみは水きりを しましょう！

ごみの減量につながるだけ  
でなく、汚水漏れや飛散による  
感染リスクを低減します。



## 4 ペットボトルはふたと ラベルを外しましょう！

中を水ですすぎ、ふたとラベルを  
外します。

盛岡市では、ふたやラベルが付いたペット  
ボトルは受け入れしません。選別作業員の  
感染リスクの低減にもつながります。



## 5 ごみを捨てた後は、 手を洗いましょう！

石けんやアルコール消毒液に  
よる手洗いや手指消毒を徹底  
しましょう。



## 廃棄物処理における 新型コロナウイルス対策に関する情報

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連  
した感染症対策について、市のホームページから  
確認できます。

トップページ > 事業者の皆様へ >

事業系ごみ（産業廃棄物・一般廃棄物・自動車リサイクル・PCB）



【参考】新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

### ①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、 いっぱいにならない ようにしましょう！

ごみは、いっぱいになる前に  
早めに出しましょう。



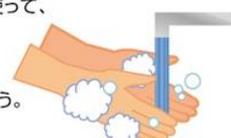
### ②ごみに直接触れることの ないよう、しっかり縛って 出しましょう！

ごみは、空気を抜いてから  
しっかり縛って出しましょう。  
万一、ごみが袋の外面に触れた  
場合や、袋が破れている場合は、  
ごみ袋を二重にしてください。



### ③ごみを捨てたあとは しっかり手を 洗いましょう！

石けんを使って、  
流水で  
手をよく  
洗いましょう。



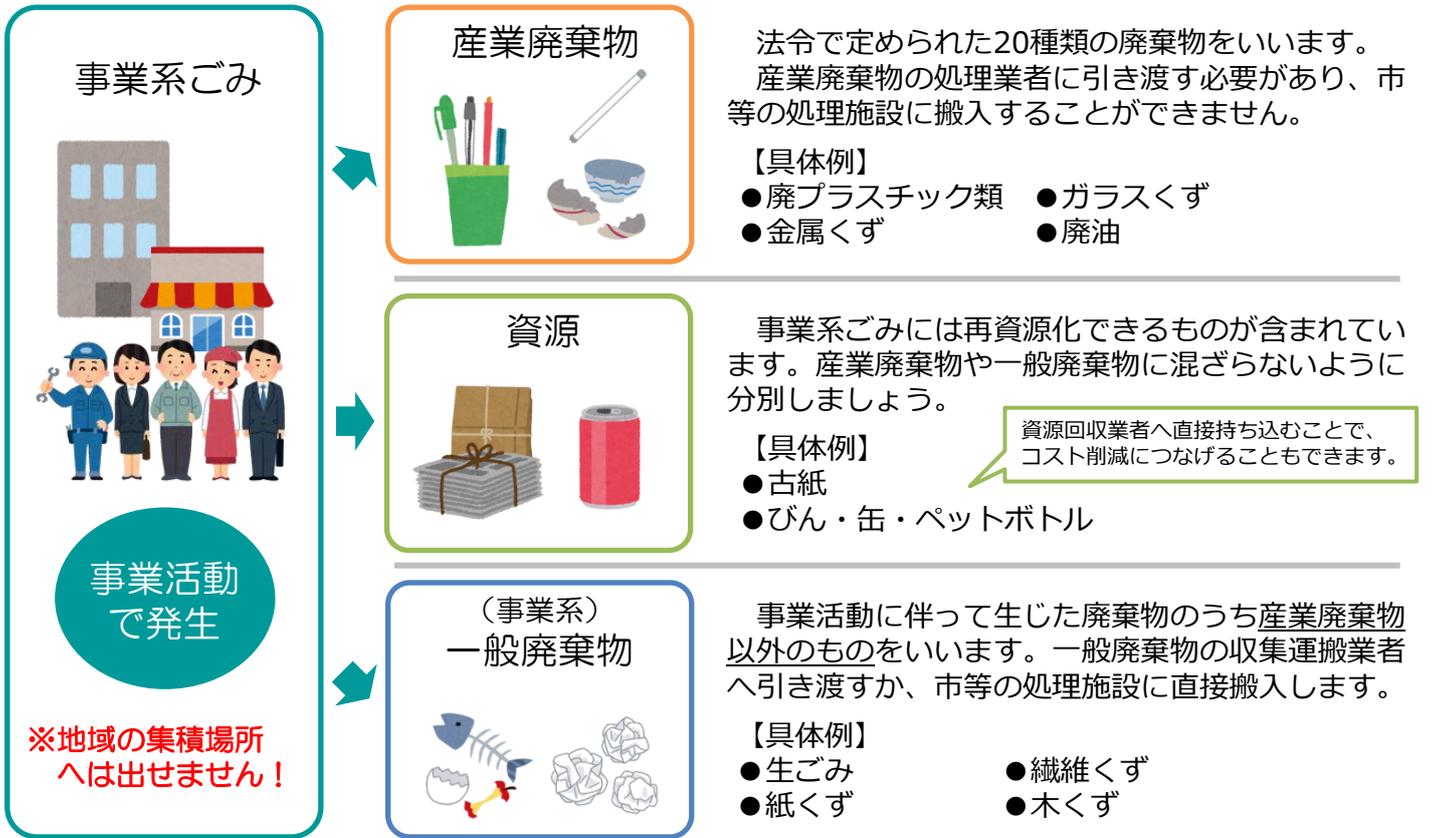
「事業系ごみ」  
の分け方等は  
裏面を見て、  
確認してね！



出典：環境省

# 「事業系ごみ」の分け方・出し方

事務所、商店、飲食店、農家、学校などの事業活動に伴って排出されるごみは、「**事業系ごみ**」であり、**家庭ごみとは分別・排出ルールが異なります。**



産業廃棄物の種類一覧	全ての業種が対象		特定の業種が対象		
	廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡スチロール</li> <li>プラスチック製容器（油、洗剤等）</li> <li>廃プラスチック製品（事務用品等）</li> <li>廃農業用フィルム</li> <li>ブルーシート</li> <li>廃タイヤ 等のプラスチック製の廃棄物</li> </ul>	<p>廃油</p> <p>廃酸</p> <p>燃え殻</p>	<p>鉱物性油及び植物性油等の全ての廃油、廃溶剤</p> <p>廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液</p> <p>焼却残灰、石炭がらの焼却残渣</p>	<p>紙くず</p> <p>木くず</p>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用机</li> <li>ロッカー</li> <li>鉄くず</li> <li>一斗缶</li> <li>研磨くず</li> <li>等の金属製の廃棄物</li> </ul>	<p>汚泥</p> <p>廃アルカリ</p> <p>ゴムくず</p>	<p>製造業工業排水等の処理後に残る汚泥状のもの</p> <p>廃ソーダ液等全ての廃アルカリ性廃液</p> <p>天然のゴムくず（切断くず等）</p>	<p>繊維くず</p> <p>動植物性残渣</p>	<p>繊維工業等の天然繊維くず、建設工事（工作物の新築、改装または除去）で出た繊維くず</p> <p>食品製造業等で原料に使用した動物性または植物性の固形状の不要物</p>
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れたびん</li> <li>食器類</li> <li>石膏ボード</li> <li>等のガラスや陶磁器製の廃棄物</li> <li>コンクリートくずは工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く</li> </ul>	<p>鋳さい</p> <p>がれき類</p> <p>ばいじん</p>	<p>電気炉からの残さい、廃鋳物砂</p> <p>工作物の撤去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材</p> <p>ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト</p>	<p>動物系固形不要物</p> <p>家畜ふん尿</p> <p>家畜死体</p>	<p>と畜場の獣畜、食鳥処理場の食鳥に係る固形状の不要物</p> <p>畜産農業の牛、豚等のふん尿又は死体</p>
その他	産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの		※木製の廃パレットは全業種が対象		
特別管理産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石棉等、廃水銀等、その他の有害廃棄物				

**トピックス1 盛岡地域で事業系古紙類の搬入規制が始まりました！**

令和2年4月1日から盛岡市クリーンセンターで事業系古紙類の搬入を規制しています。詳しくは市のホームページからご確認ください。

**トピックス2 「事業者向けごみ分別辞典」を作成しました！**

令和2年3月に盛岡地域版の「事業者向けごみ分別辞典」を作成しました。盛岡市環境部資源循環推進課でお渡ししています。市のホームページからダウンロードすることもできます。ぜひ、ご活用ください。